

令和6年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和6年11月22日（金）午後2時～午後3時45分
- 2 開催方法 ZoomによるWEB開催
- 3 出席者 市町村：60市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回を7月に、第2回を8月に、第3回を10月に、第4回を11月に開催した。
- ・ 直近の第4回ワーキンググループでは、令和7年度国保事業費納付金等の秋の試算結果、保険税水準の統一及び口座振替原則化に伴う対応について協議を行った。

（2）令和7年度国保事業費納付金等の秋の試算について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和7年度国保事業費納付金等の秋の試算について説明。
- ・ 令和6年度は県全体で約4.8%、60市町村で前年度と比べて一人当たり保険税必要額が増加という結果となった。令和7年度秋の試算結果は、一人当たり保険税必要額が県全体で133,451円となった。前年度本算定と比べると4.6%、5,901円のプラスとなり、62市町村で増加した。
- ・ 増加要因として、一人当たり保険給付費額の増加が挙げられる。
- ・ 令和7年度の納付金総額は、約1,853億円となった。前年度と比べると約10億円、約0.5%のマイナスとなっている。一人当たり納付金額としては4,789円、約3.4%の伸びとなっている。
- ・ 令和7年度一人当たり保険税必要額は62市町村で増加した。減少している1市町村については、相対的に所得シェアが下がったこと、保険税必要額の算出に当たって個別に減算する項目の額が増加したことなどが影響していると考えられる。
- ・ 令和6年度までの納付金額の推移の傾向としては、総額では令和2年度に大きく減少していることを除き、やや減少傾向にある一方、一人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて全体的に増加傾向にあった。
- ・ 令和7年度についても総額が減少し、一人当たりの額は増加という結果になったが、一人当たり納付金額については過去3年間の増加率の平均と比べると緩やかな増加、一人当たり保険税必要額については過去3年間の増加率の平均よりも大きな増加となった。

（3）令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 令和5年度は、保険給付費や後期高齢者支援金の減の影響により前年度から減少している。

- ・ 令和４年度の差引額が約１７億円であるのに対し、令和５年度の差引額は約８２万円と少額になった理由については、国からの交付金について、国が例年、年度末に医療費の支払いが不足しないように予算の範囲で多めに交付し、翌年度に返還する処理を行っていたが、国からの交付金のうち療養給付費等負担金が、令和５年度は令和４年度に比べ、約５５億円の減となっており、令和６年度に返還する額が０円となった。このことから、令和５年度は国の予算の状況により令和４年度に比べ交付金が少ない額となったため、差引額に大きな差が生じた。なお、令和５年度において少額となった分については、令和６年度に追加交付となる見込み。
- ・ 収支差額の約８２万円については、令和６年度に繰り越すことになり、令和６年度に国からの交付金や市町村からの普通交付金の返還分などを精算した後の決算剰余金を財政安定化基金の財政調整事業分に積み立てる。
- ・ 歳入について、構成を大きく分けると、国保事業費納付金、公費（国庫支出金、一般会計繰入金）、前期高齢者交付金の３つある。
- ・ 歳入のその他については、前年度からの繰越金が約６９億円のマイナスとなったため、大幅に減少している。
- ・ 歳出について、構成を大きく分けると、保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、介護納付金の３つある。
- ・ 歳出のその他については、前年度の療養給付費等負担金の精算による国への返還金が約４０億円のマイナスとなったため、大幅に減少している。

（４）赤字削減・解消計画の実施状況について

<埼玉県>

- ・ 資料４に基づき、赤字削減・解消計画の実施状況について説明。
- ・ 国保運営方針では、赤字市町村は国の通知に基づき、赤字削減・解消計画を作成し、医療費適正化の取組や適正な保険税率の設定等により赤字の削減・解消を図ることとしており、この計画については国に提出している。
- ・ 県では、令和９年度に保険税水準の準統一を実現するため、令和８年度までに赤字を含めた法定外一般会計繰入金等を解消することとしており、新たに法定外一般会計繰入金等が発生した場合も令和８年度までに解消することとしている。
- ・ 令和５年度までに赤字削減・解消計画を策定した３８団体のうち、１３団体が既に赤字を解消している。
- ・ この１３団体のうち、３団体においては、令和４年度に新規赤字が発生し、改めて赤字削減・解消計画を策定したため、令和６年度現在、２８団体の赤字削減・解消計画が策定している。
- ・ 県は、市町村から提出された赤字削減・解消計画に係る実施状況報告書を毎年９月に国に提出することとなっているため、令和５年度分の実施状況報告書については、令和６年８月までに２８市町村からの提出を受け、県で取りまとめの上、令和６年９月に国に提出した。なお、実施状況報告書の提出に併せて、計画に比して削減が遅れている市町村など２０団体が、現在の進捗状況に合わせて今後の削減予定を見直し、計画変更を行っている。
- ・ 令和５年度の赤字削減額はマイナス１９．３億円であり、赤字が増加したことを意味している。

- ・ 令和５年度は計画に反し、赤字が増加した市町村が１２市町村あった。
- ・ 赤字が増加した理由として、医療費の増大や被保険者の減少に対応した税率としていなかったこと、被保険者数減少により想定以上に国民健康保険税収入が減少したことなどが報告されている。
- ・ 削減予定額を達成したのは、解消した３団体を含めて、２８団体のうち１２市町村あった。
- ・ 予定額を達成した理由としては、保険税率の改正、収納率の向上、特定健診受診率向上などの取組が評価されたことによる保険者努力支援金の増加などが報告されている。
- ・ 例年、赤字削減・解消計画の進捗に課題のある市町村に対してヒアリングを実施しているが、計画の最終年度としている令和８年度が近づいてきたこともあるので、対象市町村や聞き取り内容等を改めて検討した上で１月から３月に実施したいと考えている。詳細は別途通知する。

（５）保険税水準の統一について

<埼玉県>

- ・ 資料５－１、資料５－２、資料５－３、資料５－４に基づき、保険税水準の統一について説明。
- ・ 令和９年度から予定している保険税水準の準統一以降は、県内統一の基準を定め、その基準に沿って実施された減免については、全額を保険給付費等交付金のうち特別交付金の交付対象とする取扱いとしている。
- ・ この統一基準については、昨年度までの議論を踏まえて第３期運営方針と合わせて作成し、今年度の第１回財政運営ワーキンググループにて、統一基準を運用するために必要な条例・要綱の参考例について、事務処理標準化ワーキンググループのグループ別検討での議論を踏まえた案を説明した上で、全市町村への意見照会を行った。
- ・ 意見照会への回答では、意見照会では、各参考例への意見だけでなく、減免基準そのものについての意見も多数寄せられたため、改めて統一基準の内容を精査した上で、修正案についてグループ別検討及び財政運営ワーキンググループで議論を行った。
- ・ 大規模な修正が必要になる意見等がなければ、条例参考例・要綱参考例の条文及び別表部分については一旦確定とする。今後はこれ踏まえて、申請書等の各種様式や、Ｑ＆Ａの作成に移る予定。作成後の申請書等の各種様式等についても、条例参考例などと同様に県で素案を作成した上で、報告したいと考えている。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 条例について、新旧対照表を見ると、今回新たにただし書きが記載され、故意や重大な過失により災害を発生させた場合は除くという記載になっているが、第１項の記載ではできる規定としていることから、第１号においてはただし書きを記載しなくてもいいのではないかと。

<埼玉県>

- ・ 市町村からのできる規定の記載を希望する意見が多かったので記載したが、あくまで参

考例なので、同様の対応をとるのであれば、市町村の条例に記載しなくてもよいと考えている。また、その他の細かい内容や文言については、県の法規審査の担当に確認してから最終案を作る予定。

(6) 保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）の交付基準見直しについて

<埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）の交付基準見直しについて説明。
- ・ 7月12日に開催した第1回財政運営ワーキンググループにて見直しの必要性や方向性について説明し、全市町村に資料を送付した。
- ・ その後、市町村の意見等を踏まえ、具体的な見直し案を作成し、7月29日に開催した第1回保健事業ワーキンググループでの検討を踏まえ、11月20日に開催した第4回財政運営ワーキンググループにて最終的な案を説明した。
- ・ 現在の交付基準ではいわゆる事務費に対する交付が多く含まれており、これを市町村の一般会計からの法定の事務費繰入れで賄うことで、生み出した財源を医療費適正化等のインセンティブに係る交付の拡充や、保険税や納付金の抑制を図るための財源に活用できないかという視点で見直しの提案を第1回財政運営ワーキンググループで行った。
- ・ 「事務費」の範囲を広く捉えていたため、保健事業に係る需用費や郵送費も検討対象に含まれていた。しかし、予算科目が「保健事業費」とされている費用を一般会計からの法定繰入の対象事務費と整理するのは難しいのではないかと指摘があった。また、来年度から取り扱いを変更する場合、市町村が新たに予算要求を行うスケジュールに既に間に合わないとの指摘もあった。
- ・ これらの指摘を踏まえ、方向性を再検討し、廃止対象については、予算上「総務費」として整理されるべき費用に絞る予定。また、廃止年度も1年後ろ倒しにして、令和8年度基準からとしたいと考えている。
- ・ 素案に比べて対象事業が少なくなったが、これだけでも総額4.5億から5億円程度の削減効果があるので、見直しを行うことによる効果はあると考えている。
- ・ 交付メニューからの廃止に伴い、市町村での予算要求に活用できるように、「一般会計からの繰入対象と整理したことにより、交付メニューから廃止した」という考え方がわかるような通知等を発出する方向で検討している。

(7) 口座振替原則化に伴う対応について

<埼玉県>

- ・ 資料7-1、資料7-2、資料7-3、資料7-4、資料7-5、資料7-6に基づき、口座振替原則化に伴う対応について説明。
- ・ 保険税水準の統一を実現するため、各市町村の課題に応じた収納対策に取り組み、収納率の底上げを図る必要があり、そのための目標として、第三期運営方針において、「令和8年度までに全ての市町村で口座振替を原則化します。」と規定した。
- ・ 口座振替原則化の方向性について定めるため、昨年度のうちに事務処理標準化ワーキンググループのグループ別検討において、原則化に向けた手法の確認を行い、事務処理標準化ワーキンググループに報告し、口座振替原則化に係る運用上の取扱い等については、令

和6年度中に改めて県から示すこととした。

- ・ 口座振替原則化する旨について、条例、規則、施行細則もしくは要綱（要綱の場合はホームページにて公開）のいずれかにより規定することとする。また原則化にあたっては、「国保加入手続き時における窓口での勧奨」「納税通知書への案内文書の同封」及び「ホームページ上での周知」を必須とすることとする、とした。なお、勧奨等を行った上で、口座振替による納付が困難な者や、口座振替を拒む者に対しては、登録の強制を行わない。また、短期間で資格を喪失することが明らかである場合等、登録の勧奨を行うことで事務負担の増加につながるということが明白な場合等は、保険者の判断で勧奨を行わないことも可とすることとする、と事務処理標準化ワーキンググループ等で定めたことから、これらを実施することにより「口座振替が原則化されたこととする」という方向性となった。
- ・ 11月20日の財政運営ワーキンググループでは、意見はなく、本会議においても意見がなければ、1月を目安に通知を発出する予定。

（８）その他

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

<埼玉県>

- ・ 資料8に基づき、普通交付金の一定額・上乗せ請求について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足が生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議の上、一定額の案を算出し、2月以降に市町村に示して一定額を定めていく。
- ・ 令和5年度の普通交付金は約4,506億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と比較して約23億円差が生じている。差額の返還時期は出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約30億円となった。

令和元年度普通調整交付金の再算定結果について

<埼玉県>

- ・ 令和元年度普通調整交付金の自主返還について、過大交付による返還が発生する場合は、時効を迎える直前の年度にて再算定を行い、変更額を算出する取扱いとなっている。令和元年度普通調整交付金について、提出された資料から再算定した結果、約47.5億円の過少交付となった。この過少交付は主に2団体において調整対象収入額の算定に用いる数値の報告値に誤りがあったことが原因だが、普通調整交付金は納付金算定の際に納付金全体から差し引く額となるため、過少交付の分だけ全市町村の納付金が高くなっていたこととなる。このうち1団体については、翌年度までに誤りであることが発覚したため、翌年度に過少額の80%分の交付を受けることができたが、このタイミングを逃すと一切交付を受けることができない。
- ・ 今年度も1月下旬までに令和6年度の普通調整交付金の資料の提出をお願いすることとなるが、各様式の作成について、引き続き適正な申請事務の徹底に協力いただきたい。

- ・ また、前年度の普通調整交付金の自主点検については、過少額の８０％の交付を受けることができることもあり、入念な確認をお願いしたい。

【全体質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 準統一や完全統一の目標年度を変更する可能性について、どのように考えているか。

<埼玉県>

- ・ 準統一や完全統一の目標年度については、国保運営方針の第３期で明記されている。国保運営方針は市町村との議論や県民コメント、運営協議会の諮問・答申に基づき作成しているものであり、第３期は始まったばかりであることから、現時点で目標年度について変更することは検討していない。

<市町村>

- ・ 準統一向け、標準保険税率の算出根拠について、大枠での理解はしているのだが、さらに理解を深められるような機会を設けていただきたい。

<埼玉県>

- ・ 例年、９月頃に納付金算定説明会を書面で開催し、具体的な計算方法等の説明をしているので、そちらを確認いただきたい。準統一を迎えるにあたり、納付金の算定方法も大きく変わることが予想されるので、その際の説明の機会については、今後検討する。